

法 務 省 人 定 第 3 号
令 和 7 年 4 月 1 日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

標記については、別表のとおりとし、令和7年4月1日から施行することとしたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和6年3月29日付け法務省人定第13号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)									
	特 別 職	指 定 職		行 政 職 (一)		行 政 職 (二)	医 療 職	専 門 ス タッフ職	合	計
		うち検事	うち検事	うち検事	うち検事					
事 務 次 官		1							1	
秘 書 官	1								1	
官 房 長		1	1						1	1
公文書監理官		1							1	
サイバーセキュリティ・ 情 報 化 審 議 官		1							1	
官房審議官		1		3	3				4	3
官房参事官				4	4				4	4
秘 書 課				53	2				53	2
人 事 課				48	3				48	3
会 計 課				81	1	24			105	1
国 際 課				25	3				25	3
施 設 課				80	1			1	81	1
厚生管理官				21			5		26	
司法法制部		1	1	64	5				65	6
うち国立国会図書 館支部法務図書館				6					6	
大臣官房小計	1	6	2	379	22	24	5	1	416	24
民 事 局		1	1	107	14				108	15
刑 事 局		1	1	80	16				81	17
矯 正 局		1	1	94	1			1	96	2
保 護 局		1	1	60	3				61	4
人権擁護局		1	1	31	3				32	4
訟 務 局		1	1	89	28			1	91	29
合 計	1	12	8	840	87	24	5	3	885	95

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第3項の規定により充てることができる検事
の人数であり、内数である。